

## 2 審査手続きに関する規程について

### (1) 創価学会県審査会規程

#### 第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、県審査会（以下「審査会」という。）の職務を適正に行なうために必要な事項を定める、

(審査事項)

第 2 条 審査会は、次の各号に定める事項について審査し、決定する。

- 1) 県本部に所属する会員の処分
- 2) 県本部に所属する会員の地位の有無
- 3) 創価学会退会等手続規程第 7 条第 1 項に定める不服（以下「みなし退会に対する不服」という。）の申立て
- 4) 創価学会退会等手続規程第 8 条第 4 項に定める不服（以下「入会取消しに対する不服」という。）の申立て

#### 第 2 章 審 査 会

(審査員長)

第 3 条 県審査員長（以下「審査員長」という。）は、県審査員（以下「審査員」という。）の互選によって決める。

2. 審査員長は、審査会の事務を掌理し、審査会を代表する。
3. 審査員長がその職務を行うことができないときは、審査員長があらかじめ定め順序により審査員長の職務を行う。

(任期)

第 4 条 審査員の任期は 3 年とする。

2. 任期途中で就任した審査員の任期は、前任者の残任期間とする。

(補欠審査員)

第 5 条 審査会に、1 名以上の補欠審査員を置く。

2. 審査員が欠けたとき、または審査員がその職務を行うことができないときは、審査員長があらかじめ定めた順序により補欠審査員が審査員の職務を行う。
3. 補欠審査員の任免は、審査員の任免と同様の手続きによって行う。
4. 補欠審査員の任期は、審査員の任期と同じとする。

(身分の保障および辞任)

第 6 条 審査員および補欠審査員は、処分によるほかは、任期中その意思に反して免職されない。

2. 審査員および補欠審査員は、身心の故障その他やむをえない事由があるときは、辞任することができる。

(除斥)

第 7 条 審査員は、次の各号の一に該当するときは、審査手続から除斥される。

- 1) 審査員が申請者または被申請者本人であるとき。
  - 2) 審査員が申請者または被申請者の親族（配偶者、4 親等以内の血族および 3 親等以内の姻族）であるとき、またはあったとき。
  - 3) 審査員が申請の理由となった事実、または審査の途中で判明した事実で決定に影響を及ぼす可能性のある事実について、直接的な利害関係を有し、または有していたとき。
2. 前項第 3 号に定める除斥については、審査員長が判断する。ただし、審査員長が同号の利害関係を有し、または有していたときは、審査員長があらかじめ定めた順序により審査員長の職務を行う審査員が判断する。

(評決)

第 8 条 審査会の決定（以下「決定」という。）は、審査員の定数の過半数をもって決する。

- (事務局)
- 第9条 審査会に、事務局を置く。
- 事務局は、事務局長1名および事務局員若干名で構成し、審査員長が選任する。
  - 事務局は、審査員長の指揮のもと、審査会の事務を処理する。
- (運営規則)
- 第10条 審査会は、審査会の運営に関し、この規程に定めのない事項について必要な規則を定めることができる。

### 第3章 審査手続

#### 第1節 会員の処分の審査手続

- (処分の申請)
- 第11条 審査会に対する処分の申請は、被申請者が所属する地域組織の分県長、圏長もしくは本部長またはそれらの者が連名で行なう。
- (処分申請書)
- 第12条 処分の申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した所定の処分申請書を審査会に提出しなければならない。
- 申請者の住所、氏名、生年月日、所属地域組織および役職
  - 被申請者の住所、氏名、生年月日、所属地域組織および役職
  - 申請書の提出年月日
  - 申請の趣旨および理由
  - 証拠
- (代理人)
- 第13条 被申請者は、代理人を選任することができない。
- (審査期日)
- 第14条 審査員長は、審査の期日および場所を定めなければならない。
- (審査指揮)
- 第15条 審査の指揮は、審査員長が行なう。
- (証拠の取調等)
- 第16条 審査会は、職権により、被申請者、証人および関係資料の取調、鑑定ならびに検証をすることができる。
- (囑託)
- 第17条 審査会は、事実の調査のため必要があるときは、審査員もしくは他の県審査会に対し被申請者、証人および関係資料の取調ならびに検証を囑託することができる。
- (非公開)
- 第18条 審査会の審査手続は、非公開とする。
- (録音等の制限)
- 第19条 審査手続における録音および写真の撮影は、審査員長の許可を得なければ行なうことができない。
- (審査期日調書)
- 第20条 審査会は、審査期日ごとに調書を作成しなければならない。
- 調書には、次の各号に掲げる事項を記載し、審査員長が署名捺印しなければならない。
- 被申請者の氏名
  - 審査の年月日および場所
  - 出席した審査員の氏名
  - 審査の要旨
- (取下)
- 第21条 申請者は、決定が効力を生じるまでの間、審査会の同意を得て、申請を取り下げることができる。
- (決定)
- 第22条 審査会は、審理が尽くされたと認めるときは、審理を終え、決定する。
- 決定は、申請の趣旨に拘束されない
- (決定書)
- 第23条 審査会は、決定したときは、すみやかに決定書を作成する。
- 決定書には、次の各号に掲げる事項を記載し、決定に関与した審査員全員が署名捺印しなければならない。ただし、決定に関与した審査員が署名捺印できないとき

は、

他の審査員がその旨附記し、署名捺印しなければならない。

- 1) 申請者の住所、氏名、生年月日、所属地域組織および役職
- 2) 主文および理由  
(決定の通知)

第24条 審査員長は、決定書を作成した後ただちに被申請者に対し、決定主文を通知(以下、これを「決定通知」という。)しなければならない。

2. 審査員長は、被申請者に対し決定通知をすることができないときは、決定主文を記載した書面を県本部の中心の会館に7日間掲示(以下、これを「決定掲示」という。)して通知に代えることができる。  
(決定の発効・確定)

第25条 決定は、被申請者に対し決定通知が到達したとき、または決定掲示を始めた日から7日間を経過したときに、その効力を生ずる。

2. 決定は、不服申立期間内に不服の申立てがなされなかったときに確定する。
3. 不服申立期間内に不服の申立てがあった場合においても、決定の効力は失われない。

(報告)

第26条 審査員長は、決定の効力が生じたときは、遅滞なく会長および県長にその内容を報告しなければならない。

(記録の保存)

第27条 審査会は、決定の確定後、決定書原本および一件記録を10年間保存しなければならない。

第2節 会員の地位の有無の審査手続き(以下、省略)

第3節 みなし退会および入会取消しに対する不服の申立ての審査手続き(以下、省略)

## 第4章 不服の申立て

(決定に対する不服の申立て)

第38条 第2条第1号の決定の通知を受けた者は、その決定に不服があるときは、決定の効力が生じた日の翌日から起算して7日以内に、監正審査会に不服の申立てをすることができる。

2. 不服の申立ての審査手続きについては、別に定める「創価学会監正審査会規程」による。
3. 第2条第2号の決定に対しては、不服の申立てをすることができない。
4. 第2条第3号のおよび第4号の決定に対しては、さらに不服の申立てをすることができない。

(記録の送付)

第39条 審査会は、監正審査会の求めがあったときは、ただちに不服の申立てにかかる一件記録を監正審査会に送付しなければならない。

## 第5章 補 則

(解釈・運用)

第40条 この規程は、審理および決定が公正かつ迅速に行なわれるよう解釈し運用しなければならない。

## 付 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成16年11月10日から施行する。

〔沿革〕平成16年11月10日 制定

(経過規定)

第2条 この規定の施行時において審査会が審査を継続しているときは、この審査手続については、なお従前の例による。

\*\*\*\*\*

## (2) 創価学会監正審査会規程

総務会は、創価学会会則に基づき、この規程を制定する。

### 第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、監正審査会（以下、「審査会」という。）の職務を適正に行うために必要な事項を定める。

(審査事項)

第2条 審査会は、中央審査会および県審査会（以下、あわせて「原審査会」という。）のなした決定（以下、「原決定」という。）に対する不服申立てについて審査し、決定する。

### 第 2 章 審 査 会

(審査員長)

第3条

1. 監正審査員長（以下、「審査員長」という。）は、審査会の事務を掌理し、審査会を代表する。
2. 審査員長がその職務を行うことができないときは、審査員長があらかじめ定められた順序により審査員長の職務を行う。

(任期)

第4条

1. 審査員の任期は5年とする。
2. 任期途中で就任した審査員の任期は、前任者の残任期間とする。

(補欠審査員)

第5条

1. 審査会に、3名以上の補欠審査員を置く。
2. 審査員が欠けたとき、または審査員がその職務を行うことができないときは、審査員長があらかじめ定められた順序により補欠審査員が審査員の職務を行う。
3. 補欠審査員の任免は、審査員の任免と同様の手続きによって行う。
4. 補欠審査員の任期は、審査員の任期と同じとする。

(身分の保障および辞任)

第6条

1. 審査員および補欠審査員は、処分によるほかは、任期中その意思に反して免職されない。
2. 審査員および補欠審査員は、身心の故障その他やむをえない事由があるときは、辞任することができる。

(除斥)

第7条

1. 審査員は、次の各号の一に該当するときは、審査手続から除斥される。
  - 1) 審査員が不服申立者本人であるとき。
  - 2) 審査員が不服申立者の親族（配偶者、4親等以内の血族および3親等以内の姻族）であるとき、またはあつたとき。
  - 3) 審査員が原審査会の審査員として、原決定に関与したとき。
  - 4) 審査員が原決定の理由となった事実、または審査の途中で判明した事実で決定に影響を及ぼす可能性のある事実について、直接的な利害関係を有し、または有していたとき。

2. 前項第4号に定める除斥については、審査員長が判断する。ただし、審査員長が、同号の利害関係を有し、または有していたときは、審査員長があらかじめ定められた順序により審査員長の職務を行う審査員が判断する。

(評決)  
第8条 審査会の決定（以下「決定」という。）は、審査員の定数の過半数をもって決する。

(事務局)  
第9条 審査会に、事務局を置く。  
2. 事務局は、事務局長1名および事務局員若干名で構成し、審査員長が選任する。  
3. 事務局は、審査員長の指揮のもと、審査会の事務を処理する。

(運営規則)  
第10条 審査会は、審査会の運営に関し、この規程に定めのない事項について必要な規則を定めることができる。

### 第 3 章 審 査 手 続

(不服申立書)  
第11条 原決定に対する不服申立者は、氏名、住所および申立ての理由を記載した不服申立書を審査会に提出しなければならない。

(代理人)  
第12条 不服申立者は、代理人を選任することができない。

(記録の送付)  
第13条 審査員長は、不服の申立てがあったときは、原審査会に対し一件記録の送付を求めるものとする。

(審査期日)  
第14条 審査員長は、審査の期日および場所を定めなければならない。

(審査指揮)  
第15条 審査の指揮は、審査員長が行なう。

(証拠の取調等)  
第16条 審査会は、職権により、不服申立者、証人および関係資料の取調、鑑定ならびに  
検証をすることができる。

(囑託)  
第17条 審査会は、事実の調査のため必要があるときは、審査員もしくは他の審査会  
に対し不服申立者、証人および関係資料の取調ならびに検証を囑託することができる。

(非公開)  
第18条 審査会の審査手続は、非公開とする。

(録音等の制限)  
第19条 審査手続における録音および写真の撮影は、審査員長の許可を得なければ  
行うことができない。

(審査期日調書)  
第20条 審査会は、審査期日ごとに調書を作成しなければならない。  
2. 調書には、次の各号に掲げる事項を記載し、審査員長が署名捺印しなければ  
ならない。

- 1) 不服申立者の氏名
- 2) 審査の年月日および場所
- 3) 出席した審査員の氏名
- 4) 審査の要旨

(取 下)  
第21条 不服申立者は、決定が効力を生じるまでの間、審査会の同意を得て、申立て  
を取り下げることができる。

(決定)  
第22条 審査会は、審理が尽くされたと認めるときは、審理を終え、決定する。

(不利益変更の禁止)  
第23条 審査会は、原決定より重い処分の決定をすることができない。

(決定書)

第24条 審査会は、決定したときは、すみやかに決定書を作成する。

2. 決定書には、次の各号に掲げる事項を記載し、決定に関与した審査員全員が署名捺印しなければならない。ただし、決定に関与した審査員が署名捺印できないときは、

他の審査員がその旨附記し、署名捺印しなければならない。

- 1) 不服申立者の住所、氏名、生年月日、原決定時の所属地域組織および役職
- 2) 主文および理由

(決定の通知)

第25条 審査員長は、決定書を作成した後ただちに不服申立者に対し、決定主文を通知しなければならない。

2. 審査員長は、不服申立者に対し前項の通知をすることができないときは、決定主文を

記載した書面を創価学会の本部に7日間掲示して通知に代えることができる。

(決定の発効・確定)

第26条 決定は、不服申立者に対し前条第1項の通知が到達したとき、または同条第2項による掲示を始めた日から7日間を経過したときに、その効力を生じ確定する。

2. 決定の内容が申立ての棄却であるときは、その決定が確定したときに原決定も確定する。

3. 不服の申立てが取り下げられたときは、ただちに原決定が確定する。

(報告)

第27条 審査員長は、決定が確定したとき、または不服の申立てが取り下げられたときは、

遅滞なく会長、原審査会の審査員長および原決定のときに不服申立者が所属していた県の県長に、その内容を報告しなければならない。

(記録の保存)

第28条 審査会は、決定の確定後、決定書原本および一件記録を10年間保存しなければならない。

#### 第4章 補 則

(解釈・運用)

第29条 この規程は、審理および決定が公正かつ迅速に行なわれるよう解釈し運用しなければならない。

#### 付 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成16年11月10日から施行する。

[沿革] 平成16年11月10日 制定

(経過規定)

第2条 この規定の施行時において審査会が審査を継続しているとき、この審査手続については、なお従前の例による。